

函南町環境基本条例（素案）に対する意見公募（パブリック・コメント）の実施結果

1 パブリック・コメント実施概要

(1) 対象案件 函南町環境基本条例（素案）

(2) 意見公募期間 令和4年5月20日（金）から令和4年6月20日（月）まで

(3) 意見を提出できる方

- ① 町内に住所を有する者
- ② 町内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ③ 町内に通勤または通学している者
- ④ その他本案件に利害関係を有する者

(4) 条例（素案）の公表方法 町のホームページに掲載及び環境衛生課窓口

(5) 意見の提出方法

- ① 環境衛生課窓口への持参
- ② 郵送
- ③ ファックスによる送信
- ④ 電子メールによる送信

2 意見書提出者数及び件数 1人 18件

件	区分	意見内容	町の考え方
1	その他	第1条の前に前文がない。前文は、地域の特色があらわれる大事な部分、しっかりと作成してほしい。前文は、函南町として、何を大切に考え、どう実行していくのかのアピールポイントです。	当町の他の条例の構成と合わせております。ご意見として伺います。
2	全体	全体として、条例案に反対です。理由は東部地域、他都道府県など100カ所以上の自治体の環境基本条例を確認したところ、条文が平均23条～28条で構成されていました。前文がないだけでなく、条例の基本としても、重要なものが抜けていると思います。省略した条文を分析すると、住民や事業者の参加を阻止しようとしていると強く感じました。さらに時間をかけて分析してみると10条～15条に他自治体では重点的に推進すべき施策を定めていることがわかりました。重点的に推進すべき施策を条例で定めているからこそ、環境審議会および町民、事業者は、環境計画で具体的施策を作成でき、実行できるのです。函南町として3～5条分の重点的推進すべき施策は条例にて示すべきです。第1条違反ならびに条例のあり方をしっかりと考えて抜本的な修正をして出しなおすべき案です。	条例では基本的な考え方や理念を定めたいと考えております。
3	環境基本計画	第7条3項 町長は環境基本計画を定めるに当たっては、町民および事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、函南町環境審議会の意見を聴かなければならないに修正してください。今のままでは、町民と事業者の意見を聴かなくても環境基本計画は作れてしまいます。条例の根かんです。町民を省かないでください。素案のままだと、第1条の目的に町民と入っている以上、第1条違反と言われても否定できない。ぜひ修正をしてください。	ご意見は参考にさせていただきます。
4	その他	年次報告書の作成、公表の項目の追加をしてください。具体的な計画を作成、達成状況の公表は町としてのアピールにもなる。	年次報告書の作成、公表については、今後、現在進めている環境基本計画の中で規定していきたいと考えております。
5	環境審議会	第14条環境審議会について審議会の人数、公募の町民の参加などしっかりと明記してください。 必要な情報がないとパブリックコメントできません。環境審議会には公募の町民の参画を強く要望します。函南にある、今の会議と第14条の環境審議会との関係性について一般的には、今環境審議会に変わる会議があるならば、全て廃案にしてこの14条に統廃合するというのが一般的に解釈通説とされている。今ある審議会の構成メンバーなど説明がなければパブリックコメントできません。	環境審議会の設置の詳細については検討をしております。

件	区分	意見内容	町の考え方
6	その他	目標達成のためには地域、住民、事業者との協働が不可欠。町の基本理念や将来像を実現するためにも職員が「めざす目標」を意識し、日々の業務に取り組むことのできる環境整備、計画の達成度の共有、前文がないのに函南町のめざす目標は達成できるわけではない。しっかりと重要部分を加えて条例のやり直しを強く希望します。	ご意見として伺います。
7	その他	11条と12条の間が抜けている。(開発事業等に係る環境への配慮) 町は土地の形条の変更、工作物の新設、その他これらに類する事業を行う事業者がその事業にあたり、あらかじめその事業に係る環境への影響について適正に配慮するものとなるように必要な措置をするものとする。理由) 環境アセスメント制度以外に適用できるため、良好な環境を確保するため。	2と同様に考えています。
8	その他	13条と14条の間が抜けている。(財政上の措置) 町は環境保全及び創造に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。理由) 明記しないと予算案の作成、町議会の議案、予算の議決、予算の執行などの財政上の措置ができない。施策の推進には不可欠な部分がない。	2と同様に考えています。
9	その他	重点政策を条例に追加を！重点施策を条例にもりこむべき 理念だけを書いて、重点政策を条例なしで実行政策は難しいのでは？ ◎脱炭素社会の実現 ◎地球温暖化対策 ◎資源循環型社会の実現 3つくらいは条例として明記するとよい。	施策等は環境基本計画へ記載することを考えております。
10	その他	理念が記入されているだけで前文もなく、具体的施策、重点項目もなく、年次報告書もなく、住民の意見を聞く努力もなく、審議会には公募の住民が参加できるか不透明であるのに実際、何が実現できるのか不安です。長泉町のようにわかりやすい環境基本計画と数値化できる目標達成できる計画をお願いします。足りない条例案を考えることは、途中であきらめました。	ご意見として伺います。
11	その他	函南町景観まちづくり条例(平成31年3月15日条例第5号)との整合性がとれないのでは？	ご意見として伺います。
12	その他	景観まちづくり条例では、3条2項に町民及び事業者の意見が反映されるように努めるものとある。今回素案通りならこちらの条例を改正し、町民意見反映を阻止するのですか？	ご意見として伺います。
13	環境審議会	景観まちづくり条例では、24条にて審議会に町民参加を規定しています。環境基本条例にて審議会の構成を規定しないこととの整合性はとれない。	ご意見として伺います。
14	環境審議会	審議会の規定は、他の条例(環境に関する)を廃案としてでも基本条例に盛り込むべき。	ご意見として伺います。
15	その他	これほど条例素案に不安な点があることにびっくりです。町民1人では、条例の大幅な修正には限界があり、パブリックコメント後、担当課の修正に期待したい。	ご意見として伺います。

件	区分	意見内容	町の考え方
16	その他	素案の解説なしにパブリックコメントは不可能に近い。	ご意見として伺います。
17	その他	全体を通して、函南町第6次総合計画後期の計画がそろそろ出てくる時期になぜ素案として環境基本条例が出てくるのか疑問です。順番とし、第6次総合計画後期計画のパブリックコメントと同時、なおかつ住民アンケート結果とともに公表がベストです。タイミング、情報提供の少なさのため、条例案には反対を表明します。	ご意見として伺います。
18	環境審議会	第6次函南町総合計画後期基本計画町民意識調査（まちづくりアンケート）の中で住民が参画して行政運営の意見が多くなっていました。住民の声を反映する仕組み作りと審議会に公募の住民を！行政への住民参加の推進、28.8%非常に要望が高いため、町民の意見反映と審議会への町民（公募）を導入するべき。	ご意見として伺います。